

二九 饗宴の儀

○内閣告示 第三号

- 一 国の儀式として、饗宴の儀を行う。
 - 二 饗宴の儀は、平成二年十一月十二日から同月十五日までの四日間、宮中において行う。
 - 三 饗宴の儀の細目は、内閣総理大臣が定める。
- 平成二年一月二十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

〔官報〕第 284 号 平成 2 年 1 月 23 日 火曜日

○内閣告示 第六号

平成二年十一月十二日から同月十五日までに行われる饗宴の儀の細目は、次のとおりである。

平成二年十月二十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

一 饗宴の儀次第

(一) 饗宴の儀(第一日)

- 1 天皇后両陛下が松風の間にお入りになる。
- 2 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長へ最高裁判所長官、国務大臣、内閣法制局長官及び内閣官房副長官並びにこれらの者の配偶者が、順次、松風の間に入り、天皇后両陛下

下に謁見し、春秋の間に入る。

- 3 外国元首・祝賀使節及びこれらの者の配偶者が、順次、松風の間に入られ、天皇后両陛下とごあいさつを交わされ、春秋の間に入られる。
 - 4 食前の飲物を供する。
 - 5 参列者が豊明殿に入る。
 - 6 天皇后両陛下が豊明殿にお入りになる。
 - 7 食事を供する。
 - 8 天皇后両陛下が参列者とともに正殿松の間にお入りになる。
 - 9 高御座及び御帳台を供覧する。
 - 10 天皇后両陛下が参列者とともに春秋の間にお入りになる。
 - 11 食後の飲物を供する。
 - 12 舞楽を供覧する。
 - 13 天皇后両陛下が松風の間にお入りになり、外国元首・祝賀使節及びこれらの者の配偶者が、順次、松風の間に入られ、おいとまを告げて退出される。
 - 14 天皇后両陛下が御退出になる。
- (二) 饗宴の儀(第二日第一回)
- 1 天皇后両陛下が豊明殿にお出ましになる。
 - 2 天皇后のおことばがある。
 - 3 内閣総理大臣が祝詞を述べる。

- 4 国歌を奏する。
 - 5 代表者が杯を挙げる。
 - 6 食事を供する。
 - 7 天皇后両陛下が豊明殿を御退出になる。
- (三) 饗宴の儀(第二日第二回、第三日及び第四日第一回)
- 1 天皇后両陛下が連翠にお出ましになる。
 - 2 天皇陛下のおことばがある。
 - 3 代表者が祝詞を述べる。
 - 4 国歌を奏する。
 - 5 代表者が杯を挙げる。
 - 6 天皇后両陛下が連翠を御退出になる。
 - 7 連翠において食事を供する。
 - 8 天皇后両陛下が豊明殿にお出ましになる。
 - 9 天皇陛下のおことばがある。
 - 10 代表者が祝詞を述べる。
 - 11 国歌を奏する。
 - 12 代表者が杯を挙げる。
 - 13 食事を供する。
 - 14 天皇后両陛下が豊明殿を御退出になる。
- (四) 饗宴の儀(第四日第二回)
- 1 天皇后両陛下が石橋の間にお入りになる。
 - 2 外交使節団の長及びその配偶者が、順次、石橋の間に入り、天皇后両陛下に謁見し、豊明殿に入る。

- 3 天皇后両陛下が豊明殿にお出ましになる。
 - 4 天皇陛下のおことばがある。
 - 5 外交団長が祝詞を述べる。
 - 6 外交団長が杯を挙げる。
 - 7 食事を供する。
 - 8 天皇后両陛下が豊明殿を御退出になる。
- 二 参列者の範囲
- 1 即位礼正殿の儀に参列する者
 - 2 即位礼正殿の儀の参列者の範囲に準じて、参列するにふさわしい者